

宮城県社会福祉協議会職員給与等支給規則

平成17年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第2号
平成17年5月24日	宮城県社会福祉協議会規則第13号
平成18年1月1日	宮城県社会福祉協議会規則第17号
平成19年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第23号
平成22年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第40号
平成23年6月1日	宮城県社会福祉協議会規則第47号
平成24年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第54号
平成25年3月19日	宮城県社会福祉協議会規則第59号
平成26年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第67号
平成27年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第72号
平成27年10月14日	宮城県社会福祉協議会規則第77号
平成28年3月18日	宮城県社会福祉協議会規則第81号
平成29年3月17日	宮城県社会福祉協議会規則第91号
平成30年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第104号
平成30年12月12日	宮城県社会福祉協議会規則第108号
平成31年3月12日	宮城県社会福祉協議会規則第113号
令和2年3月10日	宮城県社会福祉協議会規則第123号
令和2年6月10日	宮城県社会福祉協議会規則第130号
令和3年3月9日	宮城県社会福祉協議会規則第141号
令和3年11月24日	宮城県社会福祉協議会規則第144号
令和4年3月9日	宮城県社会福祉協議会規則第150号
令和5年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第156号
令和6年1月1日	宮城県社会福祉協議会規則第165号
令和6年3月7日	宮城県社会福祉協議会規則第167号
令和7年3月6日	宮城県社会福祉協議会規則第179号
令和7年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第185号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は宮城県社会福祉協議会職員就業規則（平成17年4月1日制定以下「職員就業規則」という。）第62条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「この法人」という。）に採用されたものであって、一定の給与を受けて常時勤務に服する者（常勤再雇用職員、非常勤再雇用職員、第一種嘱託職員、第一種非常勤嘱託職員、第二種嘱託職員、第二種非常勤嘱託職員、第一種臨時職員、第一種短時間労働者、第二種臨時職員、第二種短時間労働者、登録ヘルパーを除く。）をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 基本給 第4条に定める給料表における級ごとの号俸の額をいう。
- (5) 1時間当たりの給与額 基本給、管理職手当、業務手当及び採用困難職種調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を年間所定労働時間数で除した額をいう。

第2章 給 与

(給料)

第3条 給料は職員就業規則第4条による勤務に対する報酬であつて、この規則で定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、採用困難職種調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直勤務手当、管理職特別勤務手当、業績基礎手当及び業績反映手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉職給料表 (別表第1)
- (2) 医療職給料表 (一) (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (二) (別表第3)
- (4) 医療職給料表 (三) (別表第4)
- (5) 技能職給料表 (別表第5)

(給料表の適用)

第5条 職員に適用される第4条の給料表の適用対象は、次のとおりとする。

適用対象	適用給料表
他の給料表の適用を受けないすべての職員	福祉職給料表
医師	医療職給料表 (一)
管理栄養士、作業療法士、理学療法士の職にある職員	医療職給料表 (二)
看護師、准看護師の職にある職員	医療職給料表 (三)
技師 (運転技術)、技師 (調理)、技師 (業務) の職にある職員	技能職給料表

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務に分類するものとし、その分類は、職務基準表 (別表第6) のとおりとする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職員の職務の級及び号俸は、初任給基準表 (別表第7) による。

2 前項により難い時は、経験年数、学歴、免許、技術等を考慮して会長が別に定める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、毎年1回とし、昇給を実施する日 (以下「昇給日」という。) 前1年間の期間を良好な成績で勤務した場合に実施するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準とし、会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 基本給の額がその属する職務の級における最高の号俸に達した職員及び年齢55歳に達した職員については、それぞれ達した日の属する年度の翌年度以降については、前項の規定にかかわらず昇給しない。

(昇給の時期)

第8条 前条第1項の昇給日は、1月1日とする。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

2 給料の支給日 (以下「支給日」という。) は、各月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給し、死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 前2項の規定に掲げる場合で、月の初日から支給するとき以外、又は月の末日まで支給するとき以外は、その給料額に、その期間の現日数から職員就業規則 (平成17年4月1日施行) 第5条の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

6 次に掲げるものは給料支給のとき控除する。

- (1) 所得税及び県市町村民税

- (2) 社会保険料
- (3) その他控除協定に基づくもの

7 給与は、職員の申し出により口座振替の方法により支払う。

(昇格の場合の基本給の額)

第 10 条 職員を昇格させた場合におけるその者の基本給の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基本給の額とする。

- (1) 昇格した日の前日に受けていた号俸が昇格した職務の級の最低の号俸の額に達しない号俸であるとき 昇格した職務の級の最低の号俸
- (2) それ以外るとき 昇格した日の前日に受けていた号俸の直近上位の額の号俸

(降格の場合の基本給の額)

第 11 条 職員を降格させた場合におけるその者の基本給の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基本給の額とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ号俸が降格した職務の級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ額の号俸
- (2) 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給の額の直近下位の額の号俸

(管理職手当)

第 12 条 管理職手当は、別表第 8 に掲げる管理職にある職員に対し、別表第 9 に掲げる月額を支給する。

2 前項の管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった場合を除く。）

(扶養手当)

第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう

- (1) 配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については 3,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については、1 人につき 11,500 円、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については、1 人につき 6,500 円とする。

4 扶養親族である子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定に関わらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 14 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届け出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日

であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給を改定する。

前項ただし書きの規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第 1 項の規定による届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第 15 条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から 12,000 円を控除した額
- (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円)を 11,000 円に加算した額

- 3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、会長に届け出なければならない。

住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給開始については、前項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を変更して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第 16 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(新幹線鉄道、高速自動車道等の利用に係る特別の料金を含む。(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である者及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで

- 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定める額とする。
 - (1) 同条第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二つ以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、150,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 同条第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車を使用する職員にあっては別表第10のとりの額とし、その他の職員にあっては別表第10の1のとりの額
 - (3) 同条第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して会長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は、前号に定める額
 - (4) 運賃等の相当額の算出の基準については、運賃・時間・距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第8項に定める日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の会長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が別に定める額を返納させるものとする。
 - 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として会長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
 - 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、会長が別に定める。
 - 7 職員は、新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その通勤の実情をすみやかに会長に届け出なければならない。同項の職員が、住居、通勤経路若しくは通勤の方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
 - 8 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から行うものとする。
 - 9 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
 - 10 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。
(単身赴任手当)
- 第17条 勤務箇所を異にする異動、又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から、当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して、通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活する

ことを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して、通勤困難であると認められない場合はこの限りでない。

- 2 単身赴任手当の支給となる通勤距離は、60 キロメートル以上であることとする。ただし、通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離 60 キロメートル以上の場合と同程度に通勤が困難と会長が認めた場合には、単身赴任手当を支給する。
- 3 単身赴任手当の月額、26,000 円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により策定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に 45,000 円を超えない範囲内で別表 10 の 2 の交通距離の区分に応じて加算した額とする。
- 4 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他これに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- 5 新たに同条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める単身赴任届により配偶者等の別居の状況等を速やかに会長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。
- 6 会長は、職員から前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を確認し、その者が同条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 7 会長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。
- 8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに同条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が支給の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、同条第 5 項による届け出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 9 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 10 会長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が、同条第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか、及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうか随時確認するものとする。
- 11 会長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（業務手当）

第 18 条 業務手当は、次に掲げる職にある職員に対し、月額 3,000 円を支給する。

- (1) 介護支援専門員
- (2) サービス管理責任者
- (3) 相談支援専門員

2 前項の業務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、業務手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった場合を除く。）

（採用困難職種調整手当）

第 19 条 採用困難職種調整手当は、次に掲げる職にある職員に対し、支給する。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師

2 前項の採用困難職種調整手当の額は、その職員の基本給の額に次に掲げる率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を支給する。

(1) 看護師（管理職手当支給対象の看護師を除く） 100 分の 8

(2) 管理職手当支給対象の看護師 100 分の 2

(3) 准看護師 100 分の 2

3 職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、採用困難職種調整手当は支給することができない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった場合を除く。）

（特殊勤務手当）

第 20 条 特殊勤務手当は、組織規則第 3 条第 2 項表の項の施設に所属する職員（医療職給料表の適用者を除く。）で死体の清拭等の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、死体 1 体につき 1,000 円とする。

3 特殊勤務手当は、月の 1 日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

（給与の減額）

第 21 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に認められている場合を除くほか、その勤務しない時間につき、第 2 条第 5 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

（時間外勤務手当）

第 22 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 条第 5 号に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、第 2 項で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、支給しない。

(1) 正規の勤務時間に割り振られた日（休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項に規定する各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 前項第 1 項に掲げる勤務における正規の勤務時間外に勤務した場合は、勤務した 1 箇月（起算日は、月の 1 日とする。）の時間数に応じて、次の掲げる割合とする。

イ 1 箇月の時間数が 45 時間以下の場合 100 分の 125

ロ 1 箇月の時間数が 45 時間を超えて 60 時間以下の場合 100 分の 130

ハ 1 箇月の時間数が 60 時間を超えた場合 100 分の 150（60 時間を超えたうち、職員就業規則第 33 条に規定する代替休暇を取得した時間数に対しては、100 分の 130 とする。）

(2) 前項第 1 項に掲げる勤務における正規の勤務時間外に勤務した 1 年間（起算日は、4 月 1 日とする。）の時間数が 360 時間を超えた場合の割合は 100 分の 135 とする。

(3) 前項第 2 号に掲げる勤務における勤務時間外の勤務の場合は、100 分の 135 とする。

3 前項第 1 号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等が第 1 号に掲げる勤務で、正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間の合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125 を加算した割合）を乗じて得た額とする。

4 時間外勤務手当は、月の 1 日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

（休日勤務手当）

第 23 条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 条第 5 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 100 分の 135 を休日勤務手当として支給する。ただし、第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、支給しない。

3 前項にかかわらず、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

4 休日勤務手当は、月の 1 日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(夜間勤務手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、第2条第5号に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(宿日直勤務手当)

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務回数に応じ、宿日直手当を支給する。

2 宿日直勤務手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円（組織規則第3条第2項表の項の施設に勤務する職員で、児童等と直接接することを常例とする職員の行う2交替制通し勤務の場合における宿直勤務については1回につき6,100円、ただし、5時間未満の勤務の場合は、1回につき3,050円）とする。ただし、5時間未満の勤務の場合は、1回につき2,200円とする。

3 宿日直勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

4 第1項の勤務は、第22条第1項、第23条第2項、第24条の勤務には含まれないものとする。

(管理職特別勤務手当)

第26条 第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別表第8に掲げる職に応じ、それぞれ別表第11に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別表第8に掲げる職に応じ、それぞれ別表第11の1に掲げる額とする。

(業績基礎手当)

第27条 業績基礎手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）に対して、それぞれの基準日に属する月の6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。以下この条から第29条までにおいて、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6号の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 業績基礎手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績基礎手当の額（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第72条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第60条の規定により失職した職員（同条第3号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 第 29 条第 1 項の規定により業績基礎手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 29 条 会長は、支給日に業績基礎手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績基礎手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績基礎手当を支給することが、本会に対する信頼を確保し、業績基礎手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績基礎手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容をこの法人広報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、会長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときはこの限りではない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績基礎手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 6 前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(業績反映手当)

第 30 条 業績反映手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日に属する月の 6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。以下この条において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 72 条に該当して同規則第 60 条の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 業績反映手当の額は、それぞれの基準日現在において、業績反映基礎額に、会長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する業績反映手当の額の総額は、職員の業績反映基礎額に当該職員がそれぞれのその基準日現在において受けるべき基本給及び扶

養手当の月額合計額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の業績反映基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給の額とする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定職員の給与）

第31条 この規則の規定にかかわらず、県等を高齢の勧奨等をうけて退職し、この法人に採用された職員の給与は、会長が他の職員との均衡を考慮して別に定める。（再雇用職員等及び第一種嘱託職員等、第二種嘱託職員等並びに第一種臨時職員等、第二種臨時職員等の給与）

第32条 常勤再雇用職員、非常勤再雇用職員、第一種嘱託職員、第一種非常勤嘱託職員、第二種嘱託職員、第二種非常勤嘱託職員、第一種臨時職員、第一種短時間労働者、第二種臨時職員、第二種短時間労働者、登録ヘルパー及び常勤を要しない職員等の給与は、他の職員との均衡を考慮して会長が別に定める。

- 2 前項の給与で月額をもって定めたものについてはその月分を、又日額をもって定めたものについては、当該月の初日から当該月の末日までにかかる分をそれぞれ第9条に定める給料支給日に支給する。

（休職者の給与）

第33条 職員が休職にされたときの給与については、就業規則に別段の定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- （1） 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第52条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- （2） 職員が結核性疾患にかかり就業規則第52条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- （3） 職員が前2号以外の心身の故障により就業規則第52条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- （4） 職員が就業規則第52条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- （5） 職員が就業規則第52条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の70以内（その原因である災害が業務上の災害と認められた場合は100分の100以内）を支給することができる。
- （6） 第2号、第3号又は第5号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは、就業規則第59条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により、業績基礎手当を支給することができる。
- （7） 前号の規定の適用を受ける職員の業績基礎手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「同条第6号」と読み替えるものとする。

（規定の準用）

第34条 本章に定めるもののほか、必要な給与の支給手続き等に関し必要な事項は、県の職員に対する給与支給についての関係規定並びに関係通達を準用する。

第3章 雑 則

（特例）

第35条 財政事情その他特別な事情により、この規則の定めによることができないときは、理事会の承認を得て、法令に違反しない範囲において、会長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(規則の廃止)
- 2 宮城県社会福祉協議会職員給与規程（平成 2 年 12 月 20 日制定）は、廃止する。
(昇給の特例)
- 3 第 8 条第 2 項の規程にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に職員として在職する職員、社会福祉法人宮城県福祉事業団に職員として在職する職員及び、財団法人宮城いきいき財団に職員として在職する職員のうち年度末の年齢が 55 歳以下の者については、基本給の額がその属する職務の級における最高の号俸に達した職員であっても、その者の属する職務の級の最高の号俸とその直近下位の号俸との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この項から附則第 8 項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 改正前の規則 改正前の職員の給与に関する規則をいう。
 - (2) 改正後の規則 改正後の職員の給与に関する規則をいう。
 - (3) 旧寒冷地 改正前の旧宮城県社会福祉協議会職員給与規程第 13 条に規定する寒冷地をいう。
 - (4) 新寒冷地 改正後の規則別表第 7 に掲げる地域をいう。
 - (5) 経過措置対象職員 平成 17 年 10 月 31 日（以下「旧基準日」という。）から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。
 - イ 旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する職員（ハに掲げる職員を除く。）
 - ロ 新寒冷地に在職する職員
 - ハ 改正後の規則第 31 条第 1 項第 2 号の規定に基づき会長が別に定める勤務地に在勤する職員
 - (6) 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の規則第 13 条の規定（以下「旧算出規定」という。）を適用したならば算出される同条の基準日における職員の世帯等の区分に応じた加算額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 3 項）又は基準日における職員の世帯等の区分に応じた世帯主である職員に対しての扶養親族による基準額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 5 項）が最も少なくなる旧寒冷地をいう。
 - (7) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日における世帯等の区分（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条の基準日における職員の世帯等の区分に応じた加算額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 3 項）又は基準日における職員の世帯等の区分に応じた世帯主である職員に対しての扶養親族による基準額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 5 項）が最も少なくなる旧寒冷地をいう。
 - (8) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象につき、改正後の規則第 31 条第 1 項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を 5 で除して得た額をいう。
- 3 基準日（その属する月が平成 18 年 3 月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうちから旧基準日から引き続き前項第 5 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の規則第 31 条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。
- 4 基準日（その属する月が平成 18 年 11 月から平成 22 年 3 月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第 9 項第 5 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同

表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の規則第 31 条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	6 千円
平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月まで	1 万 2 千円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	1 万 8 千円
平成 21 年 11 月から平成 22 年 3 月まで	2 万 4 千円

- 5 基準日（その属する月が平成 21 年 3 月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第 3 項第 5 号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の規則第 31 条第 2 項又は第 3 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の規則 31 条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月まで	6 千円
平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	1 万 2 千円
平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月まで	1 万 8 千円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	2 万 2 千円

- 6 改正後の規則第 31 条第 4 項の規定は、前 3 項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前 2 項」とあるのは、「改正後の規則附則第 3 項から第 5 項まで」と読み替えるものとする。
- 7 附則第 5 項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められたときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者及び会長が必要であると認める者に対しては、改正後の規則第 31 条の規定にかかわらず、会長が別に定めるところにより、附則第 5 項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 8 附則第 5 項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の規則第 31 条第 6 項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「改正後の規則附則第 3 項から第 7 項まで」とする。
- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(第 6 条第 2 項にかかる経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日時点の職にある者は、平成 27 年 3 月 31 日時点の級を適用する。

附 則
この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(給料表切替に係る経過措置)

- 2 改正後の規則の規定による号俸の額が改正前の規則の規定による施行日前の号俸の額に達しない職員は、改正後の規則の規定による号俸の額が改正前の規則の規定による施行日前日の号俸の額に達するまで職員には、その差額を現給保障額として支給するものとする。

- 3 施行日時点の経験年数が一定の職員については、改正後の規則の規定による給料表と改正前の規定による給料表の昇給差額の権衡上の措置として、号俸の額に給料切替調整額を支給することができるものとし、支給対象者、支給額及び支給期間等については、会長が別に定める。

(昇給に係る経過措置)

- 4 施行日時点の経験年数が一定の職員の昇給については、施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員との権衡上の措置として、第 7 条第 2 項に規定する昇給の号俸数にかかわらず、令和 9 年 1 月 1 日までの期間は、昇給の号俸数を調整することができるものとし、昇給の号俸数及び期間等については、会長が別に定める。

(職責手当廃止に係る経過措置)

- 5 改正前の規則第 13 条の規定により職責手当を支給されていた職員のうち、改正後の規則の規定

による号俸の額、管理職手当の額及び附則第3項に規定する給料切替調整額の合計額が、施行日前日にその職員が受けていた改正前の規則の規定による号俸の額と職責手当の合計額に達するまで職員には、その差額を職責手当調整額として支給するものとする。

(採用困難職種調整手当に係る経過措置)

- 6 規則第19条第2項に規定する基本給には、附則第2項に規定する現給保障額及び附則第3項に規定する給料切替調整額を含むものとする。

(業績基礎手当及び業績反映手当に係る経過措置)

- 7 規則第27条第2項、規則第30条第2項、第3項に規定する基本給には、附則第2項に規定する現給保障額及び附則第3項に規定する給料切替調整額を含むものとする。

(1時間当たりの給与の額に係る経過措置)

- 8 規則第2条第5号に規定する1時間当たりの給与の額の基本給の月額には、附則第2項に規定する現給保障額、附則第3項に規定する給料切替調整額及び附則第5項に規定する職責手当調整額を含むものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

福祉職給料表（単位：円）

等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500

45	250, 800	294, 100	329, 000	367, 100	402, 700	444, 200
46	251, 300	295, 100	329, 900	368, 500	403, 400	445, 000
47	251, 800	296, 100	330, 800	369, 900	404, 100	445, 400
48	252, 300	297, 000	331, 700	371, 300	404, 800	446, 100
49	252, 800	297, 900	332, 600	372, 300	405, 400	446, 600
50	253, 400	298, 800	333, 300	373, 400	406, 000	447, 000
51	253, 900	299, 700	333, 900	374, 300	406, 500	447, 400
52	254, 400	300, 600	334, 500	375, 400	406, 900	447, 800
53	254, 800	301, 400	335, 100	376, 100	407, 300	448, 200
54	255, 300	302, 300	335, 800	376, 700	407, 500	448, 600
55	255, 800	303, 200	336, 400	377, 400	407, 800	449, 000
56	256, 300	304, 000	337, 000	378, 200	408, 100	449, 300
57	256, 800	304, 900	337, 600	379, 000	408, 400	449, 600
58	257, 200	305, 900	338, 100	379, 700	408, 700	450, 000
59	257, 600	306, 900	338, 600	380, 500	409, 000	450, 300
60	258, 000	307, 800	339, 100	381, 200	409, 300	450, 600
61	258, 400	308, 700	339, 500	382, 000	409, 500	450, 900
62	258, 800	309, 700	339, 700	382, 700	409, 800	
63	259, 200	310, 600	340, 200	383, 400	410, 100	
64	259, 600	311, 500	340, 700	384, 000	410, 400	
65	260, 000	312, 400	341, 000	384, 300	410, 600	
66	260, 400	313, 300	341, 400	384, 900	410, 900	
67	260, 800	314, 200	341, 900	385, 500	411, 200	
68	261, 200	315, 000	342, 300	386, 200	411, 500	
69	261, 600	315, 700	342, 700	386, 600	411, 700	
70	262, 000	316, 600	343, 200	387, 300	412, 000	
71	262, 400	317, 400	343, 600	387, 900	412, 300	
72	262, 800	318, 200	344, 100	388, 500	412, 500	
73	263, 200	319, 000	344, 300	388, 900	412, 700	
74	263, 600	319, 500	344, 800	389, 400	413, 000	
75	264, 000	320, 000	345, 300	390, 000	413, 300	
76	264, 400	320, 500	345, 700	390, 500	413, 500	
77	264, 800	321, 000	346, 000	390, 900	413, 700	
78	265, 200	321, 600	346, 400	391, 400		
79	265, 600	322, 100	346, 900	391, 900		
80	265, 900	322, 600	347, 300	392, 400		
81	266, 200	322, 900	347, 500	392, 900		
82	266, 600	323, 200	347, 800	393, 300		
83	267, 000	323, 700	348, 200	393, 700		
84	267, 300	324, 000	348, 600	394, 100		
85	267, 600	324, 300	348, 900	394, 300		
86	268, 000	324, 600	349, 200	394, 500		
87	268, 400	324, 900	349, 600	394, 800		
88	268, 700	325, 200	350, 000	395, 100		
89	269, 000	325, 600	350, 300	395, 300		
90	269, 400	326, 000	350, 700	395, 600		
91	269, 800	326, 300	351, 100	395, 900		
92	270, 100	326, 500	351, 300	396, 100		
93	270, 400	327, 000	351, 600	396, 300		
94	270, 800	327, 400				

95	271, 200	327, 600				
96	271, 500	328, 000				
97	271, 800	328, 400				
98	272, 200	328, 800				
99	272, 600	329, 200				
100	272, 900	329, 500				
101	273, 200	329, 700				
102	273, 600	330, 000				
103	274, 000	330, 300				
104	274, 300	330, 600				
105	274, 500	331, 000				
106	274, 700	331, 200				
107	275, 000	331, 500				
108	275, 300	331, 900				
109	275, 600	332, 300				
110	275, 900	332, 600				
111	276, 200	332, 900				
112	276, 400	333, 200				
113	276, 700	333, 500				
114	277, 000	333, 900				
115	277, 300	334, 200				
116	277, 700	334, 400				
117	278, 000	334, 600				
118	278, 300	334, 900				
119	278, 600	335, 200				
120	279, 000	335, 500				
121	279, 200	335, 700				
122	279, 400					
123	279, 800					
124	280, 100					
125	280, 300					
126	280, 600					
127	281, 000					
128	281, 400					
129	281, 600					
130	282, 000					
131	282, 400					
132	282, 700					
133	282, 900					
134	283, 200					
135	283, 600					
136	283, 900					
137	284, 100					
138	284, 400					
139	284, 700					
140	285, 000					
141	285, 200					
142	285, 400					
143	285, 600					
144	285, 900					

145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	293,800	373,000	430,200	488,400
2	296,100	375,600	432,200	490,200
3	298,400	378,200	434,200	492,000
4	300,700	380,700	436,100	493,800
5	302,800	383,200	438,000	495,600
6	306,300	385,900	440,000	497,300
7	309,800	388,600	441,200	499,000
8	313,300	391,300	443,200	500,800
9	316,700	393,400	444,500	502,500
10	320,200	395,900	446,300	504,600
11	323,600	398,400	448,100	506,700
12	327,100	401,000	449,900	508,800
13	330,500	403,600	451,800	510,800
14	334,000	406,300	453,600	512,600
15	337,400	408,900	455,400	514,800
16	340,900	411,400	457,200	516,800
17	344,300	413,800	458,800	518,800
18	347,400	416,100	460,800	520,800
19	350,500	418,200	462,700	522,800
20	353,700	420,300	464,700	524,600
21	356,900	422,400	466,100	526,400
22	360,000	423,900	467,900	528,300
23	363,100	425,400	469,700	530,100
24	366,200	427,200	471,500	531,900
25	369,200	428,400	473,300	533,500
26	371,500	429,900	475,100	535,300
27	373,800	431,400	477,000	537,100
28	376,000	432,800	478,800	538,900
29	378,000	434,200	480,600	540,500
30	379,700	435,700	482,400	542,400
31	381,400	437,200	484,200	544,200
32	383,200	438,700	486,000	545,900
33	385,000	440,100	487,900	547,500
34	386,800	441,600	489,800	549,300
35	388,400	443,100	491,700	551,000

36	389, 900	444, 500	493, 600	552, 700
37	391, 300	445, 900	495, 500	554, 200
38	392, 800	447, 300	497, 200	555, 900
39	394, 300	448, 700	499, 000	557, 300
40	395, 800	450, 100	500, 900	558, 900
41	397, 300	451, 600	502, 500	560, 400
42	398, 000	453, 000	504, 300	561, 800
43	398, 300	454, 400	506, 100	563, 200
44	399, 800	455, 800	507, 700	564, 500
45	400, 200	457, 200	509, 100	565, 700
46	400, 800	458, 600	510, 800	566, 700
47	401, 400	460, 000	512, 600	567, 700
48	402, 100	461, 400	514, 400	568, 700
49	402, 700	462, 900	515, 900	569, 700
50	403, 200	464, 600	517, 200	570, 700
51	403, 700	466, 200	518, 500	571, 600
52	404, 200	467, 800	519, 800	572, 500
53	404, 700	469, 400	520, 800	573, 300
54	405, 100	470, 600	522, 100	574, 200
55	405, 500	471, 900	523, 400	575, 100
56	405, 900	473, 000	524, 700	576, 000
57	406, 300	474, 000	525, 700	576, 900
58	406, 700	475, 000	526, 500	577, 800
59	407, 100	475, 900	527, 400	578, 700
60	407, 600	476, 700	528, 200	579, 400
61	408, 000	477, 400	529, 100	580, 300
62	408, 400	478, 100	529, 900	581, 200
63	408, 800	478, 800	530, 700	582, 100
64	409, 200	479, 400	531, 400	583, 000
65	409, 500	480, 100	532, 200	583, 900
66		480, 800	533, 000	
67		481, 400	533, 700	
68		482, 000	534, 600	
69		482, 300	535, 500	
70		482, 900	536, 300	
71		483, 600	537, 200	
72		484, 400	538, 100	
73		484, 800	538, 900	
74		485, 400	539, 800	
75		486, 100	540, 700	
76		486, 800	541, 500	
77		487, 200	542, 300	
78		487, 800	543, 200	
79		488, 400	544, 100	
80		488, 900	545, 000	
81		489, 400	545, 800	
82		489, 900	546, 700	
83		490, 400	547, 600	
84		490, 900	548, 500	
85		491, 300	549, 300	

86		491, 800	550, 200	
87		492, 200	551, 100	
88		492, 700	552, 000	
89		493, 200	552, 800	
90		493, 800		
91		494, 400		
92		494, 800		
93		495, 300		
94		495, 900		
95		496, 500		
96		497, 000		
97		497, 500		

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（二）（単位：円）

等級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
1	190, 100	229, 300	260, 600	280, 900	306, 000	337, 700	376, 500
2	192, 300	230, 600	261, 800	281, 700	307, 500	339, 600	379, 100
3	194, 400	231, 900	262, 900	282, 500	309, 000	341, 500	381, 400
4	196, 500	233, 200	264, 000	283, 300	310, 500	343, 300	383, 600
5	198, 500	234, 500	265, 100	284, 100	312, 000	345, 000	385, 500
6	200, 500	235, 500	266, 000	284, 900	313, 400	346, 700	387, 800
7	202, 500	236, 500	266, 800	285, 700	314, 800	348, 300	390, 000
8	204, 400	237, 500	267, 600	286, 400	316, 300	350, 000	392, 000
9	206, 200	238, 600	268, 400	287, 100	317, 600	351, 600	394, 000
10	208, 100	239, 800	269, 200	287, 800	319, 000	353, 400	396, 300
11	210, 000	241, 200	270, 000	288, 500	320, 100	355, 000	398, 500
12	212, 100	242, 500	270, 800	289, 300	321, 900	356, 600	400, 800
13	213, 800	243, 800	271, 600	290, 100	323, 200	358, 100	403, 000
14	215, 800	245, 100	272, 400	291, 000	324, 800	359, 800	405, 300
15	218, 100	246, 400	273, 200	291, 800	326, 300	361, 400	407, 500
16	220, 200	247, 600	274, 000	292, 500	327, 900	363, 000	409, 800
17	222, 300	248, 800	274, 800	293, 200	329, 400	364, 600	411, 600
18	223, 400	250, 000	275, 600	294, 300	331, 000	366, 500	413, 600
19	224, 500	251, 200	276, 400	295, 400	332, 500	368, 000	415, 500
20	225, 600	252, 400	277, 200	296, 600	334, 000	369, 600	417, 300
21	226, 700	253, 500	278, 100	297, 800	335, 500	371, 000	419, 100
22	227, 600	254, 500	278, 900	299, 000	337, 100	372, 600	420, 900
23	228, 500	255, 300	279, 700	300, 200	338, 600	374, 200	422, 700
24	229, 500	256, 100	280, 500	301, 400	340, 200	375, 800	424, 500
25	230, 400	256, 900	281, 300	302, 600	341, 700	377, 700	426, 100
26	231, 300	257, 700	282, 200	303, 900	343, 300	379, 600	427, 700
27	232, 200	258, 500	283, 100	305, 100	344, 900	381, 500	429, 200
28	233, 100	259, 300	283, 900	306, 500	346, 400	383, 300	430, 700
29	234, 000	260, 100	284, 700	307, 500	347, 700	384, 900	432, 200
30	234, 900	260, 900	285, 600	308, 700	349, 200	386, 700	433, 500
31	235, 800	261, 700	286, 500	309, 800	350, 700	388, 400	434, 800

32	236, 700	262, 500	287, 300	311, 000	352, 300	390, 000	436, 000
33	237, 500	263, 300	288, 100	312, 300	353, 800	391, 700	437, 200
34	238, 300	264, 200	289, 200	313, 500	355, 300	393, 100	438, 500
35	239, 100	264, 800	290, 200	314, 700	356, 800	394, 500	439, 800
36	239, 900	265, 700	291, 400	316, 000	358, 400	395, 900	441, 100
37	240, 700	266, 600	292, 300	317, 200	359, 900	397, 300	442, 300
38	241, 600	267, 400	293, 400	318, 300	361, 500	398, 600	443, 100
39	242, 400	268, 200	294, 400	319, 500	363, 000	399, 800	443, 900
40	243, 200	269, 000	295, 400	320, 700	364, 500	400, 800	444, 700
41	243, 800	269, 800	296, 400	321, 900	365, 700	401, 900	445, 300
42	244, 400	270, 500	297, 400	323, 200	366, 800	403, 100	445, 900
43	245, 000	271, 400	298, 400	324, 500	368, 000	404, 200	446, 500
44	245, 500	272, 200	299, 400	325, 700	369, 100	405, 300	447, 100
45	246, 000	272, 900	300, 400	326, 600	370, 200	406, 000	447, 800
46	246, 600	273, 700	301, 600	327, 900	371, 000	406, 700	448, 600
47	247, 100	274, 500	302, 800	329, 100	372, 000	407, 400	449, 000
48	247, 500	275, 300	303, 900	330, 300	373, 100	408, 100	449, 700
49	247, 900	276, 000	305, 000	331, 400	374, 100	408, 700	450, 200
50	248, 400	276, 800	306, 100	332, 400	375, 100	409, 300	450, 600
51	248, 900	277, 500	307, 200	333, 400	376, 100	409, 800	451, 000
52	249, 400	278, 400	308, 300	334, 300	377, 000	410, 200	451, 400
53	249, 700	279, 000	309, 400	335, 200	377, 800	410, 600	451, 800
54	250, 000	279, 700	310, 500	336, 200	378, 600	410, 800	452, 200
55	250, 300	280, 400	311, 600	337, 200	379, 500	411, 100	452, 600
56	250, 600	281, 300	312, 700	338, 100	380, 300	411, 400	452, 900
57	250, 900	281, 800	313, 700	338, 600	380, 800	411, 800	453, 200
58	251, 200	282, 500	314, 700	339, 500	381, 600	412, 100	453, 600
59	251, 500	283, 200	315, 800	340, 300	382, 400	412, 400	453, 900
60	251, 800	283, 800	316, 800	341, 200	383, 300	412, 700	454, 200
61	252, 100	284, 400	317, 800	341, 900	383, 700	412, 900	454, 600
62	252, 400	285, 100	318, 800	342, 200	384, 400	413, 200	
63	252, 700	285, 800	319, 800	342, 700	385, 100	413, 500	
64	253, 000	286, 400	320, 700	343, 300	385, 700	413, 800	
65	253, 400	287, 000	321, 600	343, 900	386, 100	414, 000	
66	253, 700	287, 700	322, 400	344, 600	386, 600	414, 300	
67	254, 000	288, 400	323, 100	345, 300	387, 200	414, 600	
68	254, 300	289, 000	323, 800	345, 900	387, 800	414, 900	
69	254, 600	289, 600	324, 400	346, 600	388, 200	415, 100	
70	254, 900	290, 400	325, 100	347, 100	388, 700	415, 400	
71	255, 200	291, 100	325, 700	347, 700	389, 200	415, 700	
72	255, 400	291, 700	326, 400	348, 300	389, 700	415, 900	
73	255, 600	292, 300	327, 000	348, 600	390, 300	416, 100	
74	255, 900	292, 900	327, 200	349, 200	390, 800	416, 400	
75	256, 200	293, 200	327, 700	349, 700	391, 400	416, 700	
76	256, 500	293, 600	328, 200	350, 200	392, 000	416, 900	
77	256, 600	294, 000	328, 800	350, 700	392, 500	417, 100	
78	256, 800	294, 300	329, 300	351, 200	393, 000	417, 400	
79	257, 200	294, 600	329, 800	351, 700	393, 500	417, 700	
80	257, 400	294, 900	330, 200	352, 100	394, 000	417, 900	

81	257, 500	295, 200	330, 800	352, 400	394, 300	418, 100
82	257, 900	295, 500	331, 300	352, 700	394, 800	418, 400
83	258, 300	295, 800	331, 700	352, 900	395, 200	418, 700
84	258, 400	296, 000	332, 200	353, 200	395, 600	418, 900
85	258, 600	296, 200	332, 700	353, 800	396, 000	419, 100
86		296, 400	333, 100	354, 100	396, 500	
87		296, 700	333, 300	354, 400	396, 900	
88		296, 900	333, 600	354, 700	397, 300	
89		297, 300	334, 000	355, 100	397, 700	
90		297, 500	334, 400	355, 400	398, 200	
91		297, 700	334, 700	355, 700	398, 600	
92		297, 900	335, 000	356, 000	399, 000	
93		298, 300	335, 300	356, 400	399, 400	
94		298, 500	335, 500	356, 700		
95		298, 700	335, 900	357, 000		
96		299, 000	336, 200	357, 300		
97		299, 300	336, 400	357, 600		
98		299, 500	336, 700	358, 000		
99		299, 700	337, 000	358, 400		
100		300, 000	337, 300	358, 800		
101		300, 300	337, 500	359, 300		
102		300, 500	337, 800	359, 700		
103		300, 700	338, 100	360, 100		
104		301, 000	338, 300	360, 500		
105		301, 300	338, 400	361, 000		
106			338, 700			
107			339, 100			
108			339, 400			
109			339, 600			
110			340, 000			
111			340, 400			
112			340, 800			
113			341, 000			

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（三）（単位：円）

等級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
1	209, 400	242, 600	279, 900	295, 400	312, 800	345, 000
2	211, 300	244, 800	281, 000	296, 000	314, 000	346, 700
3	213, 100	247, 000	282, 100	296, 600	315, 300	348, 400
4	214, 800	249, 200	283, 100	297, 100	316, 400	350, 100
5	216, 600	251, 400	284, 100	297, 600	317, 500	351, 800
6	218, 500	252, 400	284, 600	298, 200	318, 600	353, 600
7	220, 300	253, 400	285, 100	298, 800	319, 700	355, 300
8	222, 000	254, 300	285, 600	299, 300	320, 800	356, 900
9	223, 700	255, 200	286, 100	299, 800	321, 900	358, 500

10	225, 700	256, 400	286, 600	300, 400	323, 100	360, 100
11	227, 600	257, 500	287, 100	301, 000	323, 900	361, 800
12	229, 600	258, 500	287, 600	301, 500	325, 000	363, 500
13	231, 500	259, 200	288, 100	302, 000	325, 900	365, 000
14	233, 500	259, 900	288, 600	302, 600	327, 100	366, 700
15	235, 500	260, 600	289, 100	303, 300	328, 400	368, 400
16	237, 500	261, 500	289, 600	303, 800	329, 600	370, 200
17	239, 500	262, 600	290, 100	304, 300	330, 700	372, 000
18	241, 600	263, 700	290, 700	305, 000	331, 900	374, 000
19	243, 700	264, 800	291, 200	305, 700	333, 000	376, 000
20	245, 700	265, 900	291, 700	306, 400	334, 100	378, 000
21	247, 600	267, 100	292, 200	307, 100	335, 200	379, 700
22	248, 800	268, 200	292, 700	308, 000	336, 400	381, 800
23	250, 000	269, 300	293, 200	308, 900	337, 500	384, 000
24	251, 100	270, 400	293, 700	309, 800	338, 600	386, 000
25	252, 200	271, 400	294, 200	310, 600	339, 700	387, 900
26	253, 200	272, 500	294, 700	311, 500	341, 000	389, 500
27	254, 100	273, 600	295, 200	312, 400	342, 100	391, 300
28	255, 000	274, 600	295, 700	313, 500	343, 200	393, 100
29	255, 800	275, 600	296, 200	314, 100	344, 400	394, 800
30	256, 600	276, 300	296, 800	315, 100	345, 500	396, 500
31	257, 300	277, 000	297, 600	316, 000	346, 600	398, 500
32	258, 000	277, 700	298, 400	316, 900	347, 700	400, 200
33	258, 800	278, 400	299, 100	317, 700	348, 800	401, 900
34	259, 600	279, 100	299, 900	318, 800	350, 100	403, 600
35	260, 400	279, 600	300, 700	319, 900	351, 400	405, 400
36	261, 100	280, 100	301, 500	321, 000	352, 800	407, 100
37	261, 800	280, 600	302, 200	322, 100	354, 000	408, 700
38	262, 700	281, 200	303, 100	323, 200	355, 500	410, 400
39	263, 600	281, 700	303, 900	324, 300	357, 000	412, 300
40	264, 400	282, 200	304, 800	325, 400	358, 500	414, 100
41	265, 200	282, 600	305, 400	326, 500	359, 700	415, 600
42	266, 100	283, 100	306, 200	327, 800	361, 200	417, 100
43	267, 000	283, 600	307, 000	328, 900	362, 600	418, 600
44	267, 800	284, 100	307, 800	330, 000	364, 000	419, 900
45	268, 600	284, 600	308, 500	330, 800	365, 400	421, 000
46	269, 300	285, 100	309, 500	331, 900	366, 400	422, 100
47	270, 000	285, 600	310, 500	333, 000	367, 800	423, 200
48	270, 600	286, 100	311, 400	334, 000	369, 200	424, 400
49	271, 200	286, 600	312, 300	335, 000	370, 500	425, 700
50	271, 700	287, 100	313, 300	336, 000	371, 900	426, 900
51	272, 200	287, 600	314, 300	337, 000	373, 200	428, 100
52	272, 600	288, 100	315, 300	338, 000	374, 500	429, 200
53	273, 000	288, 600	316, 200	339, 200	376, 000	430, 400
54	273, 500	289, 100	317, 200	340, 500	377, 200	431, 400
55	274, 000	289, 600	318, 200	341, 800	378, 300	432, 500
56	274, 400	290, 100	319, 200	343, 000	379, 500	433, 600
57	274, 800	290, 700	320, 000	343, 900	380, 600	434, 600
58	275, 200	291, 500	321, 000	345, 100	381, 500	435, 100
59	275, 600	292, 300	322, 000	346, 200	382, 500	435, 700

60	276, 000	293, 000	322, 900	347, 500	383, 500	436, 100
61	276, 400	293, 700	323, 800	348, 500	384, 100	436, 700
62	276, 800	294, 600	324, 800	349, 400	384, 900	437, 200
63	277, 200	295, 500	325, 800	350, 500	385, 700	437, 600
64	277, 600	296, 500	326, 700	351, 700	386, 500	438, 100
65	278, 100	297, 100	327, 700	352, 800	387, 200	438, 600
66	278, 500	298, 000	328, 900	354, 000	387, 900	439, 000
67	278, 900	298, 800	330, 100	355, 300	388, 600	439, 300
68	279, 300	299, 600	331, 300	356, 300	389, 200	439, 600
69	279, 700	300, 400	332, 000	357, 300	389, 800	440, 100
70	280, 200	301, 300	333, 100	358, 300	390, 400	
71	280, 700	302, 200	334, 200	359, 400	391, 100	
72	281, 100	303, 200	335, 100	360, 500	391, 700	
73	281, 500	304, 100	336, 200	361, 300	392, 400	
74	282, 100	305, 000	336, 900	362, 400	392, 900	
75	282, 700	305, 900	338, 000	363, 500	393, 500	
76	283, 200	306, 800	339, 100	364, 500	394, 000	
77	283, 700	307, 600	340, 300	365, 200	394, 400	
78	284, 300	308, 600	341, 500	366, 000	395, 000	
79	284, 900	309, 600	342, 600	366, 800	395, 500	
80	285, 400	310, 500	343, 700	367, 500	395, 800	
81	285, 900	311, 000	344, 800	368, 100	396, 100	
82	286, 400	311, 900	345, 900	368, 700	396, 600	
83	286, 900	312, 800	346, 900	369, 200	397, 100	
84	287, 400	313, 600	348, 000	369, 700	397, 400	
85	287, 900	314, 400	348, 900	370, 300	397, 700	
86	288, 400	315, 500	349, 900	370, 800	398, 200	
87	288, 900	316, 500	350, 800	371, 300	398, 700	
88	289, 400	317, 500	351, 800	371, 800	399, 100	
89	289, 900	318, 400	352, 700	372, 200	399, 400	
90	290, 500	319, 500	353, 500	372, 600	399, 800	
91	291, 000	320, 500	354, 400	373, 200	400, 300	
92	291, 500	321, 500	355, 200	373, 700	400, 700	
93	292, 000	322, 300	355, 800	374, 000	401, 100	
94	292, 600	323, 000	356, 400	374, 500	401, 500	
95	293, 200	323, 700	357, 000	374, 900	402, 000	
96	293, 800	324, 300	357, 600	375, 200	402, 400	
97	294, 400	324, 900	358, 000	375, 800	402, 800	
98	294, 900	325, 200	358, 400	376, 300	403, 200	
99	295, 400	325, 900	358, 900	376, 800	403, 700	
100	295, 900	326, 400	359, 300	377, 300	404, 100	
101	296, 400	326, 800	359, 800	377, 900	404, 500	
102	296, 900	327, 400	360, 200	378, 400		
103	297, 400	328, 000	360, 700	378, 900		
104	297, 900	328, 500	361, 100	379, 300		
105	298, 300	328, 900	361, 400	379, 900		
106	298, 800	329, 400	361, 900	380, 400		
107	299, 300	329, 900	362, 300	380, 900		
108	299, 600	330, 400	362, 600	381, 400		
109	299, 800	330, 800	363, 000	382, 000		

110	300, 100	331, 200	363, 500	382, 500		
111	300, 300	331, 500	364, 000	383, 000		
112	300, 600	331, 800	364, 500	383, 500		
113	300, 900	332, 100	365, 000	384, 100		
114	301, 100	332, 500	365, 500			
115	301, 400	332, 800	366, 000			
116	301, 600	333, 100	366, 400			
117	301, 900	333, 300	366, 800			
118	302, 200	333, 600	367, 200			
119	302, 500	333, 900	367, 700			
120	302, 800	334, 100	368, 300			
121	303, 100	334, 300	368, 700			
122	303, 500	334, 600	369, 200			
123	303, 800	334, 900	369, 700			
124	304, 100	335, 200	370, 200			
125	304, 300	335, 400	370, 500			
126	304, 500	335, 700				
127	304, 800	336, 100				
128	305, 200	336, 300				
129	305, 400	336, 400				
130	305, 700	336, 700				
131	306, 100	337, 100				
132	306, 500	337, 300				
133	306, 700	337, 600				
134	307, 000	338, 000				
135	307, 300	338, 400				
136	307, 600	338, 800				
137	307, 800	339, 100				
138	308, 100	339, 600				
139	308, 400	340, 000				
140	308, 700	340, 400				
141	308, 900	340, 700				
142	309, 300	341, 100				
143	309, 700	341, 400				
144	310, 000	341, 800				
145	310, 100	342, 100				
146	310, 400	342, 500				
147	310, 800	342, 900				
148	311, 200	343, 300				
149	311, 400	343, 600				
150	311, 600	344, 000				
151	311, 900	344, 400				
152	312, 200	344, 800				
153	312, 600	345, 100				
154	312, 800					
155	313, 000					
156	313, 300					
157	313, 600					

158	313,900					
159	314,200					
160	314,500					
161	314,900					
162	315,200					
163	315,500					
164	315,800					
165	316,200					
166	316,500					
167	316,800					
168	317,100					
169	317,500					

別表第5（第4条関係）

技能職給料表（単位：円）

等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	187,200	229,600	249,600	282,700	310,500
2	188,900	230,400	250,700	283,400	311,900
3	190,600	231,200	251,700	284,100	313,200
4	192,400	232,000	252,800	284,800	314,500
5	194,100	232,700	253,800	285,400	315,600
6	195,800	233,500	255,000	286,000	316,800
7	197,400	234,300	256,100	286,600	318,000
8	199,000	235,100	257,100	287,200	319,100
9	200,600	235,900	258,200	287,700	320,200
10	202,100	236,600	259,200	288,400	321,300
11	203,600	237,300	260,100	289,000	322,400
12	205,100	238,000	260,600	289,500	323,500
13	206,600	238,700	261,200	289,900	324,500
14	208,000	239,300	261,600	290,500	325,600
15	209,600	239,900	262,000	291,000	326,700
16	211,100	240,500	262,500	291,500	327,900
17	212,700	241,200	263,000	291,800	329,000
18	214,100	241,800	263,600	292,300	330,000
19	215,500	242,400	264,100	292,700	331,100
20	217,000	242,900	264,700	293,100	332,100
21	218,400	243,400	265,500	293,500	333,100
22	219,500	243,900	266,100	293,900	334,100
23	220,600	244,400	266,700	294,300	335,100
24	221,700	244,900	267,600	294,700	336,100
25	222,700	245,400	268,300	295,100	337,100
26	223,600	245,900	269,000	295,500	338,000
27	224,500	246,300	269,600	295,900	339,100
28	225,400	246,800	270,400	296,300	340,200
29	226,300	247,400	271,200	296,700	341,200
30	227,100	247,900	271,900	297,200	342,200

31	227, 900	248, 400	272, 600	297, 700	343, 200
32	228, 800	248, 800	273, 300	298, 300	344, 100
33	229, 600	249, 200	274, 300	298, 800	345, 000
34	230, 300	249, 700	274, 700	299, 300	345, 900
35	231, 000	250, 200	275, 400	299, 800	346, 800
36	231, 700	250, 600	276, 100	300, 300	347, 700
37	232, 400	251, 000	276, 800	300, 800	348, 600
38	233, 000	251, 500	277, 500	301, 500	349, 600
39	233, 600	252, 000	278, 200	302, 100	350, 600
40	234, 200	252, 400	278, 900	302, 800	351, 500
41	234, 900	252, 800	279, 200	303, 400	352, 400
42	235, 400	253, 400	279, 800	304, 000	353, 300
43	235, 900	253, 900	280, 300	304, 600	354, 300
44	236, 400	254, 300	280, 900	305, 100	355, 100
45	236, 900	254, 700	281, 300	305, 600	355, 900
46	237, 300	255, 100	281, 800	306, 200	356, 700
47	237, 700	255, 500	282, 200	306, 800	357, 500
48	238, 100	255, 900	282, 800	307, 400	358, 200
49	238, 500	256, 300	283, 100	308, 000	358, 900
50	238, 800	256, 700	283, 800	308, 700	359, 700
51	239, 100	257, 100	284, 000	309, 400	360, 500
52	239, 400	257, 500	284, 500	310, 100	361, 100
53	239, 700	257, 900	284, 900	310, 800	361, 800
54	240, 000	258, 300	285, 400	311, 500	362, 400
55	240, 300	258, 700	285, 900	312, 200	363, 100
56	240, 600	259, 100	286, 400	312, 800	363, 800
57	240, 800	259, 400	286, 900	313, 400	364, 400
58	241, 100	259, 800	287, 500	314, 100	364, 900
59	241, 400	260, 200	288, 100	314, 800	365, 400
60	241, 700	260, 500	288, 800	315, 400	365, 900
61	241, 900	260, 800	289, 400	315, 900	366, 300
62	242, 200	261, 200	290, 000	316, 400	
63	242, 500	261, 600	290, 600	317, 000	
64	242, 700	261, 900	291, 200	317, 600	
65	242, 900	262, 200	291, 700	318, 200	
66	243, 200	262, 500	292, 200	318, 600	
67	243, 500	262, 800	292, 700	319, 100	
68	243, 700	263, 100	293, 200	319, 600	
69	243, 900	263, 300	293, 700	319, 900	
70	244, 200	263, 600	294, 200	320, 400	
71	244, 500	263, 900	294, 600	320, 900	
72	244, 800	264, 100	295, 000	321, 300	
73	244, 900	264, 300	295, 400	321, 500	
74	245, 200	264, 600	295, 800	321, 800	
75	245, 600	264, 900	296, 100	322, 000	
76	245, 800	265, 100	296, 500	322, 300	
77	245, 900	265, 300	297, 000	322, 600	
78	246, 100	265, 600	297, 400	322, 900	
79	246, 500	265, 900	297, 800	323, 200	
80	246, 800	266, 100	298, 300	323, 400	

81	246, 900	266, 300	298, 600	323, 600
82	247, 200	266, 600	299, 100	323, 900
83	247, 400	266, 900	299, 600	324, 200
84	247, 700	267, 100	300, 100	324, 500
85	247, 900	267, 300	300, 400	324, 700
86	248, 100	267, 500	300, 900	325, 000
87	248, 400	267, 800	301, 400	325, 300
88	248, 700	268, 100	301, 700	325, 600
89	248, 900	268, 400	302, 100	325, 800
90	249, 200	268, 500	302, 600	326, 100
91	249, 500	268, 800	303, 100	326, 400
92	249, 700	269, 000	303, 600	326, 600
93	249, 900	269, 300	303, 900	326, 800
94	250, 200	269, 600	304, 300	327, 100
95	250, 500	269, 900	304, 800	327, 400
96	250, 700	270, 100	305, 300	327, 600
97	250, 900	270, 300	305, 700	327, 800
98	251, 300	270, 600	306, 100	
99	251, 600	270, 800	306, 400	
100	251, 800	271, 100	306, 700	
101	252, 000	271, 300	307, 000	
102	252, 300	271, 500	307, 400	
103	252, 600	271, 800	307, 700	
104	252, 700	272, 100	308, 100	
105	252, 900	272, 300	308, 400	
106		272, 500	308, 800	
107		272, 800	309, 200	
108		273, 000	309, 500	
109		273, 300	309, 700	
110		273, 600	310, 000	
111		273, 900	310, 400	
112		274, 100	310, 600	
113		274, 300	310, 800	
114		274, 600	311, 100	
115		274, 800	311, 400	
116		275, 000	311, 600	
117		275, 300	311, 800	
118		275, 600	312, 100	
119		275, 900	312, 400	
120		276, 100	312, 600	
121		276, 300	312, 800	
122		276, 500	313, 100	
123		276, 800	313, 400	
124		277, 100	313, 600	
125		277, 300	313, 800	
126		277, 500	314, 100	
127		277, 800	314, 400	
128		278, 100	314, 600	
129		278, 300	314, 800	
130		278, 500		

131		278,800			
132		279,100			
133		279,300			
134		279,500			
135		279,800			
136		280,100			
137		280,300			

別表第6（第5条第2項関係）

職 務 基 準 表

給料表	職務の級	標準的な職務
福祉職給料表	1 級	主事、生活支援ワーカーの職務
	2 級	1 係長、主任主査の職務 2 主査の職務
	3 級	1 施設の課長、室長の職務 2 主幹の職務
	4 級	1 事務局の課長、所長の職務 2 施設の園長、所長、部長の職務 3 施設の副園長、副所長、副部長の職務 4 副参事の職務
	5 級	1 事務局の部長の職務 2 地域福祉サービスセンター長の職務 3 宮城県船形の郷の副施設長の職務 4 事務局の次長の職務 5 地域福祉サービスセンターの副センター長の職務 6 みやぎハートフルセンターの副施設長の職務 7 参事の職務
	6 級	1 事務局長の職務 2 宮城県船形の郷の施設長の職務 3 みやぎハートフルセンターの施設長の職務 4 会長が特に認める事務局の部長の職務
医療職給料表（二）	1 級	管理栄養士、作業療法士、理学療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
	2 級	困難な業務を行う栄養士等の職務
	3 級	1 係長、主任主査の職務 2 主査の職務
	4 級	1 課長の職務 2 主幹の職務
	5 級	施設の所長、部長の職務
	6 級	1 地域福祉サービスセンター長の職務 2 地域福祉サービスセンターの副センター長の職務
医療職給料表（三）	1 級	1 准看護師の職務
	2 級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
	3 級	1 係長、主任主査の職務 2 主査の職務
	4 級	1 課長の職務 2 主幹の職務
	5 級	1 施設の所長、部長の職務 2 施設の副部長の職務

	6 級	1 地域福祉サービスセンター長の職務 2 地域福祉サービスセンターの副センター長の職務
技能職給料表	1 級	技師（調理）、技師（運転技術）、技師（業務）の職務
	2 級	主査の職務
	3 級	主幹の職務
	4 級	副参事の職務
	5 級	参事の職務

別表第 7（第 6 条関係）

初 任 給 基 準 表

適用給料表	職	学歴	初 任 給
福祉職給料表	生活支援ワーカー 主事	大学卒	1 級21号俸
		短大卒 専門学校卒	1 級11号俸
		高校卒	1 級 1 号俸
医療職給料表（一）	医師	大学 6 卒	1 級 9 号俸
医療職給料表（二）	管理栄養士 作業療法士 理学療法士	大学卒	1 級19号俸
	作業療法士 理学療法士	短大 3 卒	1 級13号俸
医療職給料表（三）	看護師	短大 3 卒	2 級 1 号俸
		短大 2 卒	1 級13号俸
	准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号俸
技能職給料表	技師（運転技術） 技師（調理） 技師（業務）	高校卒	1 級 1 号俸

別表第 8（第 12 条関係）

管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
事務局	事務局長	1 種
	会長が特に認める部長	2 種
	部長	3 種
	次長	4 種
	宮城県地域支え合い・生活支援連絡協議会事務局長	6 種
	課長	6 種
	所長	6 種
宮城県船形の郷	施設長	2 種
	副施設長	3 種
	部長	5 種
	所長	5 種
	副部長	6 種
県北地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	所長	5 種
仙台北地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	副センター長	4 種
	所長	5 種
県中央地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	副センター長	4 種
	園長	5 種
	所長	5 種
宮城県介護研修センター	所長	5 種
なごみなの里地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	副センター長	4 種
	園長	5 種
	所長	5 種
	副園長	6 種
	副所長	6 種
太白荘	園長	5 種
	副園長	6 種
みやぎハートフルセンター	施設長	2 種
	副施設長	4 種
	所長	6 種
共通	参事	5 種

別表第 9（第 12 条関係）

管理職手当の月額

区分	管理職手当
1 種	90,000 円
2 種	80,000 円
3 種	70,000 円
4 種	60,000 円
5 種	50,000 円
6 種	40,000 円

普通自動車使用距離区分表

(小型自動車、軽自動車)

普通自動車等の使用距離区分(片道)		支給月額
4 キロメートル未満		2, 1 0 0 円
4 キロメートル以上	6 キロメートル未満	4, 3 0 0 円
6 キロメートル以上	8 キロメートル未満	5, 2 0 0 円
8 キロメートル以上	1 0 キロメートル未満	6, 3 0 0 円
1 0 キロメートル以上	1 2 キロメートル未満	7, 7 0 0 円
1 2 キロメートル以上	1 4 キロメートル未満	9, 1 0 0 円
1 4 キロメートル以上	1 6 キロメートル未満	1 0, 5 0 0 円
1 6 キロメートル以上	1 8 キロメートル未満	1 1, 9 0 0 円
1 8 キロメートル以上	2 0 キロメートル未満	1 3, 3 0 0 円
2 0 キロメートル以上	2 2 キロメートル未満	1 4, 7 0 0 円
2 2 キロメートル以上	2 4 キロメートル未満	1 6, 1 0 0 円
2 4 キロメートル以上	2 6 キロメートル未満	1 7, 5 0 0 円
2 6 キロメートル以上	2 8 キロメートル未満	1 8, 9 0 0 円
2 8 キロメートル以上	3 0 キロメートル未満	2 0, 3 0 0 円
3 0 キロメートル以上	3 2 キロメートル未満	2 1, 7 0 0 円
3 2 キロメートル以上	3 4 キロメートル未満	2 3, 1 0 0 円
3 4 キロメートル以上	3 6 キロメートル未満	2 4, 5 0 0 円
3 6 キロメートル以上	3 8 キロメートル未満	2 5, 9 0 0 円
3 8 キロメートル以上	4 0 キロメートル未満	2 7, 3 0 0 円
4 0 キロメートル以上	4 2 キロメートル未満	2 8, 7 0 0 円
4 2 キロメートル以上	4 4 キロメートル未満	3 0, 1 0 0 円
4 4 キロメートル以上	4 6 キロメートル未満	3 1, 5 0 0 円
4 6 キロメートル以上	4 8 キロメートル未満	3 2, 9 0 0 円
4 8 キロメートル以上	5 0 キロメートル未満	3 4, 3 0 0 円
5 0 キロメートル以上	5 2 キロメートル未満	3 5, 7 0 0 円
5 2 キロメートル以上	5 4 キロメートル未満	3 7, 1 0 0 円
5 4 キロメートル以上	5 6 キロメートル未満	3 8, 5 0 0 円
5 6 キロメートル以上	5 8 キロメートル未満	3 9, 9 0 0 円
5 8 キロメートル以上	6 0 キロメートル未満	4 1, 3 0 0 円
6 0 キロメートル以上	6 2 キロメートル未満	4 2, 7 0 0 円
6 2 キロメートル以上	6 4 キロメートル未満	4 4, 1 0 0 円
6 4 キロメートル以上	6 6 キロメートル未満	4 5, 5 0 0 円
6 6 キロメートル以上	6 8 キロメートル未満	4 6, 9 0 0 円
6 8 キロメートル以上	7 0 キロメートル未満	4 8, 3 0 0 円
7 0 キロメートル以上	7 2 キロメートル未満	4 9, 7 0 0 円
7 2 キロメートル以上	7 4 キロメートル未満	5 1, 1 0 0 円
7 4 キロメートル以上	7 6 キロメートル未満	5 2, 5 0 0 円
7 6 キロメートル以上	7 8 キロメートル未満	5 3, 9 0 0 円
7 8 キロメートル以上	8 0 キロメートル未満	5 5, 3 0 0 円
8 0 キロメートル以上		5 6, 7 0 0 円

別表第 10 の 1 (第 16 条関係)

(バイク、自転車等)

普通自動車等の使用距離区分(片道)		支給月額
5 キロメートル未満		2, 0 0 0 円
5 キロメートル以上	1 0 キロメートル未満	4, 2 0 0 円
1 0 キロメートル以上	1 5 キロメートル未満	7, 1 0 0 円
1 5 キロメートル以上	2 0 キロメートル未満	1 0, 0 0 0 円
2 0 キロメートル以上	2 5 キロメートル未満	1 2, 9 0 0 円
2 5 キロメートル以上	3 0 キロメートル未満	1 5, 8 0 0 円
3 0 キロメートル以上	3 5 キロメートル未満	1 8, 7 0 0 円
3 5 キロメートル以上	4 0 キロメートル未満	2 1, 6 0 0 円
4 0 キロメートル以上	4 5 キロメートル未満	2 4, 4 0 0 円
4 5 キロメートル以上	5 0 キロメートル未満	2 6, 2 0 0 円
5 0 キロメートル以上	5 5 キロメートル未満	2 8, 0 0 0 円
5 5 キロメートル以上	6 0 キロメートル未満	2 9, 8 0 0 円
6 0 キロメートル以上		3 1, 6 0 0 円

別表第 10 の 2 (第 17 条関係)

単身赴任手当加算額表

交 通 距 離 (片道)		加 算 額
1 0 0 キロメートル以上	3 0 0 キロメートル未満	6, 0 0 0 円
3 0 0 キロメートル以上	5 0 0 キロメートル未満	1 2, 0 0 0 円
5 0 0 キロメートル以上	7 0 0 キロメートル未満	1 8, 0 0 0 円
7 0 0 キロメートル以上	9 0 0 キロメートル未満	2 4, 0 0 0 円
9 0 0 キロメートル以上	1, 1 0 0 キロメートル未満	3 0, 0 0 0 円
1, 1 0 0 キロメートル以上	1, 3 0 0 キロメートル未満	3 5, 0 0 0 円
1, 3 0 0 キロメートル以上	1, 5 0 0 キロメートル未満	4 0, 0 0 0 円
1, 5 0 0 キロメートル以上		4 5, 0 0 0 円

別表 11 (第 26 条関係)

管理職特別勤務手当の額

区分	額
1 種	12, 000 円
2 種及び 3 種	10, 000 円
4 種	8, 000 円
5 種	6, 000 円
6 種	4, 000 円

別表 11 の 1 （第 26 条関係）

管理職特別勤務手当の額

区分	額
1 種	6,000 円
2 種及び 3 種	5,000 円
4 種	4,000 円
5 種	3,000 円
6 種	2,000 円